

一般質問通告書

質問順 ①

質問事項	質問要旨
11番 安宅吉昭	
1 狛田駅東の開発について	<p>狛田駅東特定土地区画整備事業は今年度で事業終了とされるが、住民が期待している「狛田駅東のまちづくり」はまだこれからという状況にある。6月の一般質問で「華創」「狛田東まちづくりだより」などで情報発信するという答弁であったが、この間新たな情報は出ていない。事業はすべて完成する日程が設定されているはずである。次にあげる事業について、具体的な答弁を求めたい。</p> <p>(1) まず、アクセス道路(僧坊前川線、下狛10号線)の整備日程は。JR踏切は31年以降という答弁があったが、整備日程は。</p> <p>(2) 近鉄狛田駅の改良工事(踏切の切り替え、ホームの延伸、東側改札口の設置)の整備日程は。</p> <p>(3) 商業施設の誘致に向けて本町は地権者の皆さんと一緒に努力されているが、どのような建築物や商業施設の立地が望ましいと考えているのか。また、それはいつになるのか。</p> <p>(4) 事業区域の住居表示の変更、自治会の調整、町保有地処分などは本年度中のいつとなるのか。</p> <p>(5) (1)～(4)の日程については、「華創」「狛田東まちづくりだより」によりいつ周知させるのか。</p>
2 狛田駅中・西の開発	<p>狛田まちづくり基本構想の次のステージは学研狛田東地区の開発計画に係っている。町長の施政方針において「学研狛田東地区の開発促進を優先し、大半を産業施設用地として活用したい」とされている。本町は開発事業者である京阪電鉄や許認可の立場にある京都府と鋭意協議を進められていることと思う。すでに、京阪電鉄は地元自治会に現時点での計画概要につき説明されていると聞く。今後3～5年間くらいで学研狛田東地区の造成開発が出来上がると想定して、狛田駅中・西の開発に向けての青写真、基本スタンスについて問う。</p> <p>(1) 駅東と駅中・西をつなぐ連絡通路と駅西広場の基本設計はいつできるのか。駅西の町道菱田・植田線(旧府道八幡木津線)と僧坊旭線(自衛隊道路)の角地および周辺において空き地・未開発の土地が存在する。本町として先行確保の意向はないのか。</p>

	<p>(2) 僧坊旭線は、かつては京都府フラワーセンターへつながる道として「フラワーロード」と呼ばれ、コスモス街道でもあった。学研狛田東地区の開発にあわせ、本町北の玄関口としてこの通りは活気と賑わいそして潤いあるシンボルロードとして大きな期待が寄せられている。本町としてのスタンスは。</p>
--	--

質問事項	質問要旨
18番	佐々木 雅彦
1 災害対応	<p>項目が多いので、経緯に関しては必要なら再質問以降で論議させていただきますので、省いていただき、結論のみの答弁をお願いします。</p> <p>(1) 防災</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ダム放水時の周知方法を問う。 ② 浸水予想レベルの電柱などへの表記による意識化を問う。 ③ ハザードマップの公益公共施設への貼り出しで、認識共有化を問う。 ④ 要配慮者の把握状況と支援者の重複チェックを問う。 ⑤ 備蓄。カセットコンロやブルーシートなどはあるのか。 ⑥ ブロック塀対応の助成など、国の制度活用の具体化を。また、専門家による点検は済んだのか。 ⑦ 法令改定時の点検システムと住民への周知方策を問う。 ⑧ タイムラインでの想定で、予防対応を。例として、最大被害が想定されている生駒断層に起因する地震発生時の被害想定はどこを指すのかを問う。 ⑨ 防災訓練は、従来通り夏の朝という設定以外考えないのか。 <p>(2) 発災後対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難所の環境は、国際基準に合致しているのかを問う。 また、クーラーなどの設置準備はあるのか。学校使用の場合、区分は完了しているのか。 ② 仮設住宅予定地はどこか。みなし仮設・借り上げ住宅は、何戸ほど確保できるのか問う。 ③ 災害廃棄物・がれきの仮置き場はどこに確保するのか。 また、運搬が自己責任となっているが、公助の基準は何か。 ④ 情報提供の手段と伝達用語は準備できているのか。 ⑤ 在宅災害弱者への食料・情報提供のシステムは完成しているのか。
2 交通対策	<p>(1) 同志社国際学院の「スクールバス」は、その後どのように改善されたのか。</p> <p>(2) 来春のJRダイヤ改正に向けて、これまでの要望実現の見通しを問う。</p> <p>(3) 中央通りでの乗降は、容認する姿勢か問う。</p>

3 安心安全な街にするためのサイン・視認性の改善	(1) 歩道域での植栽と信号機の視認性確保を問う。 (2) カーブミラーの有効性確保の基準を問う。 (3) 交通表示方法を問う。 (4) 地名表示の統一性と関係機関の連携を問う。
--------------------------	--

質問事項	質問要旨
8番 柚木 弘子	
1 教職員の過密労働について	<p>教員の長時間労働が社会問題化し、全国的な課題になって久しい。多忙化が深刻になりだしてから20年余り、いじめや不登校、「学力向上」などのさまざまな課題に教員たちは日夜苦悩し、懸命に取り組んでいるが、学校への期待と役割は重く増える一方である。</p> <p>国においては昨年末、中央教育審議会が「学校における働き方改革に関する中間まとめ」を出し、「学校環境整備」「制度的な障壁の除去」「慣行的な取り組みの見直し」など、学校における働き方改革を後押しする必要を認め、国や教育委員会が決断すればやめられる不要不急な仕事は少なくないとし、長時間勤務の早急な是正について提言をした。教師の仕事は勤務時間内（7時間45分）で業務を行うともはっきりさせている。これは前進と評価できる。しかし、多忙化解消のカギとなっている①少人数学級の実現 ②正規教職員増 ③授業時間数減などの核心的な事柄についての言及はなかった。これらの核心的な問題は根本的には国の施策として進められるものなので、粘り強く継続して改革を要求していかなくてはならないが、今回は町の教職員の働き方問題としてできることを求めて質問する。</p> <p>(1) 町立学校の教職員の勤務について、どのようにとらえているか。 (2) 教材研究、授業準備、子どもの提出物添削などの、教師の本務である時間を作りだせているか。 (3) 小学校英語教育に、ALT以外に英語専科の教員の採用はできないか。 (4) 中学校クラブ活動は、生徒と教師に過重な負担なく行われているか。 (5) タイムカードでの勤務時間チェックを、どのように役立てていくか。 (6) 保護者からの勤務時間外電話への対応について、改善はできているか。 (7) 産休、病欠などの代替教員の不足が全国で言われているが京都府、相楽での実態はどうか。</p>
2 自然エネルギー「太陽光発電」の推進について	<p>この夏の猛暑は各地で気温の最高記録を更新し熱中症患者が続き、死亡者が出るなど耐え難いものであった。気象庁も猛暑に対して異例の記者会見を開き「命の危険がある暑さ。災害と認識している」と表明し、注意を呼びかけた。異常気象は既に1980年ごろから顕著になっている。地球は温暖化しているが、その原因は化石燃料の大量燃</p>

焼にもあるとされている。発生した二酸化炭素は宇宙空間に出ていく熱を閉じ込め、温室効果を強め気温を上げている。

いま世界では、温暖化対策をはじめ持続可能な社会への転換のために、エネルギー政策の柱を再生可能エネルギーに移している。

日本でも、繰り返し使えて再生可能な自然エネルギーへの転換が急務である。日本には太陽光、水力、風力、バイオマスなどの資源が豊かである。中でも太陽光発電は、日差しのある場所に太陽光パネルを設置すれば、住宅や工場、遊休地や農地などさまざまな場所で比較的簡単に発電でき、産業としても成長している。そこで、太陽光発電の推進について質問する。

- (1) 町内の住宅用太陽光発電への費用助成について目標、経過、実績と今後の方向は。
- (2) 太陽光発電についての啓発や広報はどのようにしたか。
- (3) 公共施設での太陽光発電設置の実態と、今後の方向性は。
- (4) 公共施設などの屋根を発電事業者に貸して太陽光発電を進めるマッチング事業は検討できないか。
- (5) 農地でのソーラーシェアリング、空き地、遊休地で太陽光発電をとりくむことへの考えはいかがか。

質問事項	質問要旨
7番 山本清悟	
1 精華町の農業について	<p>我が国農業の構造改革を推進するために、平成25年12月に関係2法が成立、公布され、農地利用の集積、集約化を行う農地中間管理機構が府に設立された。その後の本町の取り組みを問う。</p> <p>(1) 中間管理機構から委託されている町の業務内容は。</p> <p>(2) 遊休農地解消措置の改善の成果・実績は。</p> <p>(3) 青年等に対する就農促進策の強化策とその成果・実績は。</p> <p>(4) 学研都市企業等の農業研究とその成果と実績は。</p> <p>(5) 取り組みの中で農業委員会の果たして来た役割は。</p> <p>(6) 今後の取り組みの具体的方向とその目標は。</p>
2 子育て支援センターの整備について	<p>子育て支援センター用地は、1, 533㎡を33, 419, 675円で、学研都市京都土地開発公社を通じて確保しているがこの用地活用計画を問う。(数値は29年度公社決算書より)</p>
3 一般質問のその後の進捗状況について	<p>(1) 電子入札の更なる改善と透明性を図るため、電子入札導入後の課題と問題点を問う。</p> <p>① 入札関係情報の公開などは、登録業者の資格など含めどこまで公表しているのか。</p> <p>② システム等のトラブルで電子入札に参加できなかった事例はあるのか、あればその時の対応と対策は。</p> <p>③ 他自治体で入札関係での問題が発生している。入札業務に関して、参加業者の入札参加から開札までの間は、職員は関与しないのが最善と思うが、本町の取り扱いは。</p> <p>④ 入札業務の取り扱いやコンプライアンス教育などで、近隣自治体などの内容を参考にするなどを含めどのような項目で研修しているのか。</p> <p>(2) 監査における指摘課題の処理について問う。</p> <p>① 施設利用料金の指定管理者への事務移行は。</p> <p>② 口頭や通帳書き込み処理の出納簿や決裁文書の作成は。</p> <p>③ 債権管理の適正運用を図る為、債権放棄の在り方の検討結果は。</p> <p>(3) 各地で降雨水害が多数発生しているが、本町における内水処理対策の下粕ポンプ場ポンプ増設の進捗状況は。</p>

質問事項	質問要旨
2番 岡本 篤	
1 いじめ撲滅に向けて	<p>「いじめ防止対策推進法」が平成25年9月に施行されました。この法律の施行後、3年が経過した後、文部科学省において検討が進められ、その検討結果を踏まえ、平成29年3月、「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定されました。</p> <p>本町においては、平成26年9月に「精華町いじめ防止基本方針」が策定されておりますが、平成29年3月の文部科学省の改定を受けて、本町の「いじめ防止基本方針」についても、現在、改定中と聞き及んでおります。</p> <p>そこで次のことについて伺います。</p> <p>(1) 「精華町いじめ防止基本方針」の改定について、背景や目的、見込める効果について伺います。</p> <p>(2) 本町の学校現場でのいじめの現状を伺います。</p> <p>(3) いじめに起因する自殺の問題も「道徳」の教科化のきっかけの一つになったともいわれていますが、道徳教育に対する本町の取り組みと考えを伺います。</p>
2 学研狛田東地区の開発について	<p>(1) 現在、本町の人口は37,000人の前半で推移しており、今後においても少子高齢化の中、大幅な人口増加は想定しにくいと思います。</p> <p>現在、学研精華・西木津地区の施設用地が不足している状況がありますが、学研ブランドの知名度が上がり学研地区に進出を希望する企業があるようにも聞いております。</p> <p>このような状況の中、学研狛田東地区に施設用地の確保を誘導することは有効であり、本町の自立した財政運営や雇用創出を図るためにも、新たな施設用地の確保が急務であると考えます。</p> <p>そこで、以下の点について伺います。</p> <p>① 学研精華・西木津地区において、残っている施設用地の面積と区画数を伺います。</p> <p>② 残区画への誘致についてどのように取り組まれているのか伺います。</p> <p>③ 立地企業の地元雇用の人数を伺います。</p> <p>④ 学研狛田東地区の開発者との協議の状況と事業スケジュールを伺います。</p> <p>⑤ 町長が平成30年度の施政方針でも述べておられますが、施設用地としての活用について、進捗状況を伺います。</p>

	<p>(2) 学研狛田東地区の開発を進めることが狛田地区の活性化のためにも必要であり、地域住民の関心の高い所であると思います。</p> <p>狛田地区の活性化に必要なインフラ整備について、どのような構想を持っているか、また、開発に合わせた整備が必要であると考えますが、現状と今後の見通しを伺います。</p>
--	---

質問事項	質問要旨
9番 松田孝枝	
1 上下水道事業について	<p>第196国会で重要法案としながら衆議院通は通過したが参議院で審議入りせず継続審議となったものに水道法改定案がある。</p> <p>今回の水道法改定の目的は、厚労省の概要資料によれば①国や都道府県等の水道事業関係者の責務の明確化②水道事業者間の広域連携の推進③適切な資産管理の推進④官民連携の推進等とされている。</p> <p>しかし、実態としては、老朽化が進む水道施設の長寿命化などの適切管理と、官民連携を通じて民間資本の活用も可能にし施設の更新や運営ができるようにすることに主眼は置かれている。具体的には、民間事業者による水道の管理運営が可能になる「事実上の水道事業民営化」だとの批判もある。</p> <p>京都府は、平成24年に10年間を見通した「水道ビジョン」を策定し、昨年折り返し地点として見直しを行った。その中で、3水系の「建設負担料金格差の見直し」を挙げている。</p> <p>本町では、昨年11月から「上下水道事業審議会」が5回にわたって開かれ、独立採算制を求められる公営企業化に向けて「事業のあり方」について諮問がされた。</p> <p>8月20日の同審議会では、最終答申についての確認がされたところである。出された意見の調整が残されており答申書の提出時期は未定だと認識をしたうえで、次のことを問う。</p> <p>(1) 審議会での確認事項の一つは、「今後の安定的な水道事業のためには、上下水道料金の引き上げはやむなし」との方向だが、審議のために示された基礎資料について問う。</p> <p>① 引上げの理由の一つが「施設の更新や水道管の耐震化等のために多額の資金が必要」とのことだ。資料によれば「今後、毎年8億円の施設更新費用が必要」とのことだが、具体的な事業の更新計画などを示し審議が進められたか。</p> <p>② 府営水の基本水量と受水費などは示されたか。</p> <p>(2) 答申の具申後の進め方を問う。</p>
2 企業誘致用地の建造物について	<p>光台地区の企業誘致用地の煤谷川沿いの建造物の中に、法面部分を利用した建造物がある。景観形成上、防災上の問題はないのかを問う。</p>
3 通学路安全対策について	<p>府道木津八幡線沿いの菅井区久土田地域の横断路は、通行車両も多く、小学生にとっては危険な横断路となっている。カーブミラーと横断路の明示はあるが、さらに、点滅信号の設置を求める。</p>

質問事項	質問要旨
13番 塩井 幹雄	
1 かのき苑の駐車場について	<p>駐車場については、普段のときは大きな問題ないが大きなイベントなどが実施された場合には、慢性的に不足して利用者が困っています。平成29年度予算決算常任委員会の意見も「かのき苑の駐車場確保は、期限を切って社会福祉協議会と協議すること」との意見がありました。</p> <p>その後どういう状況、進捗になっているか伺います。</p> <p>(1) 現状の状況は。</p> <p>(2) 今後の予定は。</p>
2 障害者雇用について	<p>政府の複数の省庁が障害者の雇用率を長年水増ししていたことが判明いたしました。許しがたい異常事態です。障害者雇用促進法は1976年の改正で、従業員の一定割合以上の障害者を雇用することが義務付けられました。地方自治体と同様に民間企業にも雇用を義務化しています。障害者雇用率については2018年の4月から地方自治体などは全職員の2.5%、民間企業は2.3%に引き上げられました。</p> <p>障害者の雇用については状況が厳しく、就職先もあまりないなか、希望のとおり就職ができないのが現状であります。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>(1) 町職員の障害者雇用の状況は。</p> <p>(2) 町の障害者雇用の支援策は。</p>

質問事項	質問要旨
10番 山下 芳一	
1 理科教育設備整備等費等補助金(通称:理振)について	<p>昨年度9月議会で、理科教育振興法及び関係法令による理科教育設備整備費等補助金(通称:理振)について質問したところ、前向きな回答を頂いたところであります。</p> <p>(1) 理科と算数・数学について、補助金申請への進捗状況と今後の予定を聞く。</p> <p>(2) 理振を活用して、新学習指導要領に対応すべく教育委員会がリード役を果たし、備品の充実と刷新に向けて取り組むべきと思うが、如何か。</p>
2 「精華まなび体験教室」と放課後児童クラブの連携等について	<p>放課後子ども教室である「精華まなび体験教室」と放課後に適切な遊び・生活の場を提供する「放課後児童クラブ」は、児童にとって大切な場です。そこで伺います。</p> <p>(1) 各小学校で実施されている「精華まなび体験教室」の現状はどのようになっているか。今年度の、各教室の実施回数と参加者見込みも踏まえて回答していただきたい。また、予算や運営についての現場(コーディネーター等)の声はどうか。</p> <p>(2) 放課後児童クラブに登録している児童数と今後の登録児童数の見通しを教えてください。また、指導員の人数確保はできているのか。</p> <p>(3) 教育委員会「せいか学びと育ち」プランの中で、放課後児童クラブと連携した「精華まなび体験教室」の充実とあるが、これは「放課後子ども総合プラン」にも関わることである。具体的にどのように充実していくのか。</p> <p>(4) 「放課後子ども総合プラン」については、平成26年1月に「成長戦略進化のための今後の検討方針」閣議決定後、5月に厚生労働大臣・文部科学大臣より発表されたものである。これは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破すると共に、次世代を担う人材を育成するものでもあり、本町総合教育会議を中心に全体で推進していくべきものとするが如何か。</p>
3 ヤングケアラーの把握とサポートについて	<p>特別養護老人ホームの入居が要介護1から原則要介護3からとなり、在宅介護の方が増え、単身世帯も増えていく中で、ヤングケアラーの問題が、新聞・テレビで取り上げられることもあります。本町としても、把握に努め、サポートを考えていく必要があると思うが如何か。また、このことは、本町総合教育会議で取り上げる議題でもある</p>

	と思うが如何か。
--	----------

質問事項	質問要旨
17番 内海 富久子	
1 誰もが投票しやすい環境づくり	<p>(1) 在宅投票や郵便投票の条件緩和を 高齡化社会を迎え、在宅介護など投票所へ足を運ぶのが難しい人が増加傾向にある中で、現在の選挙制度の「郵便等による不在者投票」では、身体障害者手帳か戦傷病者手帳の保持者で該当する障がい者、また、介護保険の要介護5の人のみが対象である、現行法上は選挙権を有しながら、実際には行使することなく棄権されている現状があり、投票環境の改善が求められている。</p> <p>総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」が、昨年6月に「高齡者の投票環境の向上について」という報告が発表された。その中で①郵便等投票の対象者の範囲拡大（例えば、要介護度5から、要介護度3や4にも広げる）②移動支援等による在宅高齡者の投票環境向上（例えば、巡回・送迎バスの運行、臨時バスの運行、無料タクシー券の発行、巡回型の期日前投票所、自動車を利用した移動期日前投票所）などが検討課題としている。</p> <p>高齡者等の投票環境の向上について、町の認識と取り組みについて伺う。</p> <p>(2) 不在者投票指定病院の拡充を 指定の要望は任意であり、施設側の申し出で行われるが、有権者の貴重な1票である、町内、町外にかかわらず、不在者投票ができる病院や老人施設のさらなる拡充に取り組むべきと考えが見解を伺う。</p> <p>(3) 青年層に投票立会人を 選挙の管理執行を経験することで政治への関心を高めるきっかけづくりとなる一つの手法である。若年層の投票率の向上を目指すための本町の取り組みを伺う。</p>
2 公金のクレジットカード納付制度の導入を	徴収率のさらなる向上にむけて、従来の口座振替納税から、コンビニ納税、インターネットバンキングやATMでの納税、クレジットカード納税などの多様化が進んできている、特に子育て世代においては、年度初めの教育費などの出費と重なる時期には、納税は大変な負担となる。クレジットカードで納税すると、ボーナス時期の決済にしたり、分割払いを選択できたりと、負担軽減にもなる。時代のニーズに応じた住民の納税しやすい環境の充実を求める。本町の取り組み状

	況と考えを伺う。
3 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種対象者の未接種者への対応は	<p>高齢者肺炎球菌ワクチン接種は、高齢者の肺炎の重症化と死亡に対するリスクを軽減させる効果が期待されております。肺炎球菌は、様々ある病原菌の中でも特に病原性が強く、肺炎のおよそ半分はこの肺炎球菌によるものと言われており、特に高齢者が罹患すると重症化する傾向にあります。26年10から5歳刻みで65歳から100歳まで公費負担で実施されました。しかし、公費負担で接種できる機会は生涯一度のみで、31年度からは65歳の方のみが対象となる。高齢者の健康寿命の延伸につながるのみならず、医療費の削減効果が期待される。このことから高齢者の肺炎予防、健康増進という観点から定期接種対象者の未接種者に対して、再通知などの対応をすべきと考えるが、本町の接種促進の取り組みを伺う。</p>

質問事項	質問要旨
3番 宮崎 睦子	
<p>1 多様な生き方を認め合える社会を目指して</p>	<p>人それぞれ、生き方は千差万別です。生き方が本人の責任において選択できる時代であるとしたら、生きている環境や状況がそれぞれ違う中で、その人が幸せを感じ、自分らしく生きていけるためには、多様な生き方が認め合える社会でなければいけないと思っています。私は、人口減少社会に突入している現状、一生独身の選択をする人が増加する中で、少子高齢化に対しても踏み込んだ制度を設ける必要があると考えています。病・老・死を安心して迎えるためにも大変重要です。私の一般質問でこの関連として、平成29年3月会議で同名の件で質問し、また、LGBT理解を深めるためにという件名でも平成29年9月会議で質問致しました。そしてこの間、LGBT理解を啓発するための講座や、性差によらないアンケート調査の実施など、町の取り組みが進められたと実感しています。国においては、「オリンピック憲章」の中で性的指向による差別を禁止している点でも、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催国として、法整備も急がれている現状にあります。</p> <p>そんな中、千葉市が本年8月23日に「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（仮称）」を発表しました。パートナーシップを公的に証明する制度の要綱は、全国初となるLGBT（性的少数者）だけではなく異性間の事実婚なども含むより踏み込んだ内容のものでした。要綱では市男女共同参画ハーモニー条例に基づき、全市民が個人として尊重されるようパートナーシップ宣誓の取扱いについて必要事項を定めたものです。来年4月の施行後は条件を満たした申請者に対し、市がパートナーシップ宣誓証明書を発行。宣誓カップルが法的に婚姻関係になくても、パートナーとして扱われるよう環境を整えていくとした画期的なものです。市民にも広く知ってもらうため、9月1日からホームページで考え方を公表します。10月1日まで意見を募り、それらを踏まえて要綱を決定する手順になっているとのことです。</p> <p>同様の制度は2015年に渋谷区と世田谷区で始まり、札幌市、伊賀市、宝塚市、那覇市、福岡市や大阪市なども導入されてきた経過があり、千葉市も当初はLGBTを対象に検討されたそうですが、「自分たちに限定しないでほしい」との要望があったことなどから、広く利用してもらえる制度にするため、LGBTや事実婚のカップルなどを想定しているという事です。</p> <p>市長は定例記者会見で「制度は法律を上回るものではないが、行政</p>

が証明書を発行することに意義がある。家族のあり方は多様になっている。家族、パートナーシップの在り方を考えるきっかけになれば良い。どんな立場の人でも不利益を被らず暮らしていけるように支援する。その人らしく生きる基盤をつくる。事実婚のカップルも対象とした理由については、(同性のパートナーに) 限定すると性的少数者を浮き彫りにしてしまう。性別で差を設けないことが本来の趣旨」と説明しました。市は今後、夫婦や家族向けの各施策について、同制度の適用者も対象とするよう各担当課で検討していく方向であると伝えました。千葉県男女共同参画課によると、「LGBTや事実婚関係にある人は、病院での面会、緊急手術への同意や賃貸住宅の同居に関して、パートナーであっても家族として扱われないケースがある。市は市立病院や市営住宅での対応を含め、家族を対象にした各施策・事業を、同証明書の保有者にも適用することを目指す」としています。

このような要項が制定される現状の中でお伺い致します。

- (1) LGBT理解を啓発するための今後の取り組みについて伺います。
- (2) 本町でのLGBTや事実婚のパートナーに対して、どのような支援があるのか、またどのような支援が考えられるのか伺います。
- (3) 「千葉県パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(仮称)」をどう評価しますか。また、本町に取り入れられないか、方向性を伺います。

質問事項	質問要旨
6番 青木 敏	
1 交通問題を問う	<p>前回に続いて駅周辺の交通問題と、連節バスを問う。</p> <p>(1) ガーデンシティ南側横での人の乗降は未だに続いている。華創など広報誌で周知はされているようだが、効果が出ているようには思えない。また、身障者用の駐車場で身障者以外の人々の乗降も見受けられる。町道祝園東畑線の南都銀行から駅前までを3車線にして1車線を乗降専用にはできないか。</p> <p>(2) 同志社国際学院へのバスは今でも駅ロータリーに乗り入れをしている。実態のない路線バスとして問題はなかったのか。奈良交通だけでなく、関係機関、警察や運輸局など、確認は行ったのか。</p> <p>(3) 連節バスが運行を始めて6か月になろうとしている。時々走っているのを見るが、ほとんどガラガラである。多くの人々が連節バスのために駅ロータリーが使えなくなったと思っている。駅ロータリーの利用を元に戻したとしたら、北側のロータリーもできたし、利用者のモラルの問題は残るとしても、朝夕の混雑、ガーデンシティ南側横の路上での乗降、北側への迂回は解消されると思うが。</p> <p>① この間、連節バスの乗降客数の調査は。</p> <p>② いつになれば連節バスは満員になるのか。</p> <p>③ 利用者があまり増えなければ、どうなるのか。</p>
2 入札方式、公募型プロポーザルを問う	<p>このところ、公募型プロポーザル方式での入札が見受けられる。他の自治体でも実施しているようで、新しいことへの取り組みはいいことだと思うが。直近5件の業務委託入札について問う。</p> <p>(庁舎、防災マップ、保育所、まちづくり基本構想、体育館)</p> <p>(1) 公募型プロポーザルを導入した理由は。</p> <p>(2) 公募型プロポーザル導入のメリット、デメリットは。</p> <p>(3) 施設の長寿命化計画関係の入札がいくつかある。庁舎と保育所は公募型プロポーザルであるが、体育館はいままで通りの一般競争入札である。同じような業務委託なのに、どうして入札方式が違うのか。選ぶ基準はあるのか。</p> <p>(4) 評価基準、審査方法に統一性がないのでは。</p> <p>① 審査回数1回と2次審査まで行うのがある。案件によって多少異なることはあると思うが、この違いは。</p> <p>② 審査基準、評価、配点などが4つとも違う。これも案件によって多少異なることはあると思うが、この違いは。</p>

- (5) 公募型プロポーザル方式は提案書選定の時点ですでに競争が終了しているため、随意契約である。保育所の業務委託契約の実施要領にも書かれている。本町の契約規則の随意契約は以下の通りの記述がある。規則の変更などの手順が先に必要ではないのか。
- ① 本町の契約規則には随意契約の予定価格上限は業務委託の場合、50万円となっている。
 - ② 2人以上の見積書を徴収しなければならない。
防災マップ、保育所、まちづくり基本構想の業務委託は他に応募がなかった場合1社でも可能としているが、随意契約では契約の性質、目的による場合や2人以上の見積もりを徴収する必要がない場合以外は、2人以上の見積もりを必要としている。
- (6) 公募型プロポーザルの情報公開は。
- ① 庁舎の基本設計者の審査は非公開とある。審査は非公開であるが、提案書は情報公開できるのか。
 - ② なぜ審査は非公開なのか。また、他の業務委託には審査は非公開との記述はない。公開、非公開の判断基準は。

質問事項	質問要旨
1 4 番	三原 和久
1 災害時におけるペット避難所について	<p>環境省は、東日本大震災後の13年にペットの同行避難を基本とする指針を作成し、ところが、熊本地震では避難所の室内にペットを連れて入れないことへの飼い主の苦情や、室内に連れ込んだペットへの苦情が出るなど、避難所での問題になったことを踏まえ、環境省は、災害時のペット対応の指針を改定したが、ペットを連れて避難する「同行避難」を基本とする一方、避難所のルール次第では同室では過ごせない場合があることを明確化し、トラブルを避けることを目指しているが、このため改定版では「同行避難は避難所でペットを人間と同室で飼えることを意味しない」と明記。避難所の規模により同室できる場合もあるが、屋根のある渡り廊下やブルーシートをかけたサッカーゴール内などで飼う場合もありうると例示し、アレルギーのある人や動物が苦手な人への配慮を求めた。持ち運び用のケージに慣れさせておくなど、「ペットも社会の一員」として過ごせる普段のしつけが必要とした。また熊本地震で課題になった車中泊について、ペットとの同行避難ではありうる措置だとして、飼い主がエコノミークラス症候群にならないことやペットの熱中症への注意も呼びかけた。近年、ペットを「家族の一員」として大切に飼育されている御家庭が増えていますが、東日本大震災をはじめとする被災の経験から、災害時のペットの救護対策や飼い主の普段からの備えの重要性が認識されるようになりました。そのような中、大規模災害時に地域における生活や情報の拠点となる避難所では、地域の特性や実情に応じてあらかじめ定めた避難所ごとのペットの受入方針やルールに基づき、ペットを管理していくことが求められます。京都市では、避難所を運営される方向けに、ペットの受入方針やルールを検討していくための手法等をまとめた手引書「ペットの避難どうしよう？」を作成し、手引書を参考に、各避難所において、ペットの受入れ方法など、災害時においても、人と動物が共生できるまちづくりを進めていますが、本町の考えを伺います。</p>

質問事項	質問要旨
1 番 奥野弘佳	
1 安全対策について	<p>本年6月18日に発生した大阪北部地震で、大阪府高槻市の市立寿栄（じゅえい）小学校のプールわきに設置していたブロック塀が道路側に倒れ、小学4年生（9歳）の女兒が塀の下敷きになり死亡した事故がありました。</p> <p>文部科学省は事故を受けて、6月19日に全国の小中学校などのブロック塀について緊急点検を要請し、結果、約5万校の対象のうち、6月29日現在では、31都道府県の1万1千校のうち2498校に問題があることが分かったようです。</p> <p>町の点検においては、「小中学校のブロック塀には問題がなかった。通学路を確認したところ、民家沿いの6ヶ所のブロック塀が少し傾いていた。」と調査結果を公表していますが、今後の対応はどのようにするのか、通学路以外の箇所についても伺います。</p>
2 打越台環境センターの跡地利用について	<p>打越台環境センターに隣接するグラウンド、テニスコート等は、多くの住民の皆様が利用しており、住民の健康増進と地域の交流の場として親しまれております。跡地利用については、住民の方も大変関心を持っていると思います。そこで、過去の一般質問などの答弁でもありましたが、「相楽郡西部塵埃処理組合による施設撤去に伴うスケジュールを考慮しながら」、また「本町が町内に保有する公共施設の状況などから鑑みまして今後検討を進めていきたい」とありますが、今後の利用方針、計画についてお伺いいたします。</p>